

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



○アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、**いつでもご覧いただける**「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません**。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト

アフラック よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホはこちらから



《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「積立型保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2025年9月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉


アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

資産形成と保障のハイブリッド



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01～16

01	「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長	01
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	03
03	保険金のお支払い	04
04	保障の変更(移行)について	06
05	契約者配当金・解約払戻金	13
06	保険料の払込方法	14
07	保険料払込経路(契約日など)	15
08	保険料に関する留意事項	16
09	お引受けの条件	16

注意喚起情報

P.17～25

01	反社会的勢力に該当する場合	17
02	お申込みの撤回または解除	18
03	告知義務	19
04	保障の開始	20
05	お支払いできない場合	21
06	保険金・給付金などのご請求	22
07	ご契約の無効および失効・復活	23
08	解約と解約払戻金	24
09	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	24
10	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	25
11	相談・照会・苦情の窓口	25

その他重要事項

P.26～27

01	個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	26
02	「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」のリスクについて	27

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

01「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長

- 将来に向けた資金を確実に増やすことができます。
また、万一のときの死亡保障に加え、介護保障にも備えられます。
 - 将来、介護・死亡・医療・年金の保障を選んで備えることができます。
加入時に決める必要はなく、将来、自身が必要な保障にあわせ、コースを選択することができます。
- 介護

死亡

医療

年金
- 健康状態にかかわらず、お申込みいただけます。
ただし、被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申込みいただけません。

保険料払込期間満了後の介護保障・死亡保障を重視しているため、保険料払込期間中の介護保障・死亡保障を既払込保険料相当額(*)としています。

また、保険料払込期間中の解約払戻金額を低く設定しています。なお、保険料払込期間中の解約払戻金額は、常に既払込保険料相当額を下回ります。

そのため、本商品は中長期のご継続を前提とした生命保険商品となります。

(*) 災害死亡保険金は既払込保険料相当額×1.1です。

次ページへ続く

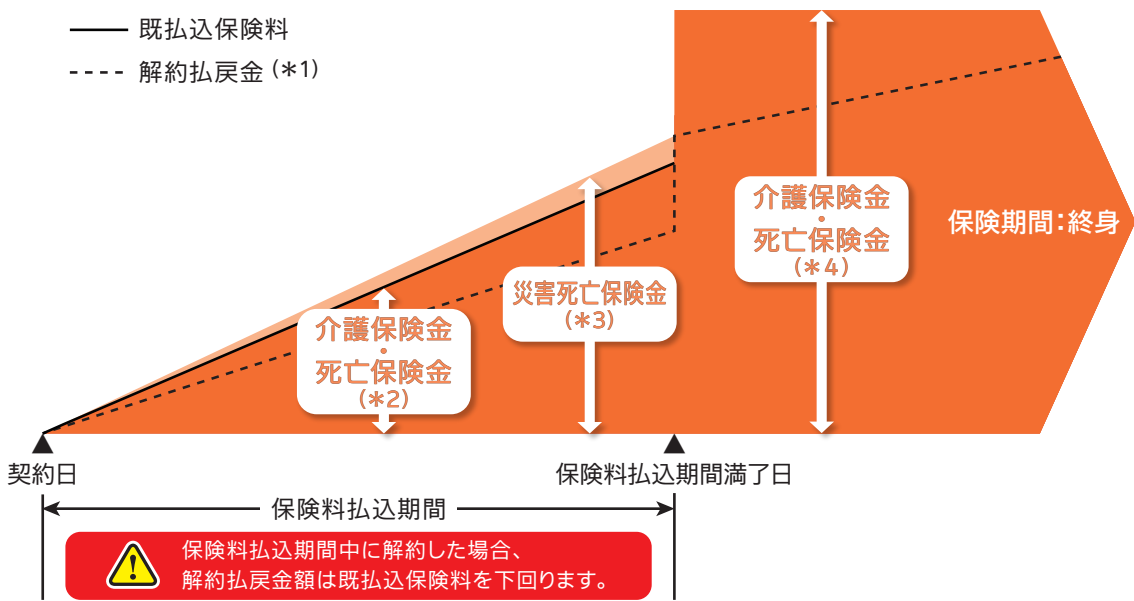
契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

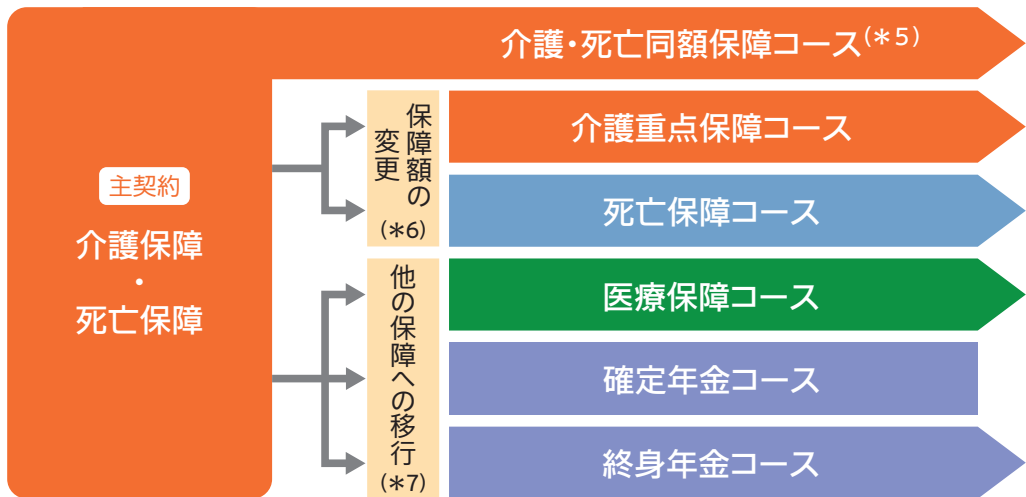
▶ 前ページからの続き

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」しくみ図



- (※1) 保険料払込期間中の解約払戻金額は、当社規定により計算した解約払戻金の70%（既払込保険料に対する割合ではありません）に設定しています。
- (※2) 保険料払込期間中の介護保険金・死亡保険金は、既払込保険料相当額をお支払いします。
- (※3) 保険料払込期間中の災害死亡保険金は、「既払込保険料相当額×1.1」の金額をお支払いします（保険料払込期間満了後は、災害死亡保険金はありません。死亡保険金をお支払いします）。
- (※4) 保険料払込期間満了後の介護保険金・死亡保険金のお支払額は、基本保険金額となります。

●「保障額の変更」または「他の保障への移行」の種類



- (※5) 保障額の変更をせず、主契約をそのまま継続した場合の保障は「介護・死亡同額保障コース」となります。
- (※6) 保障移行可能年齢 [用語](#) から「介護保障」または「死亡保障」について、保障額を変更することができます。
- (※7) 保障移行可能年齢から「介護保障・死亡保障」を「医療保障」や「確定年金」「終身年金」に移行することができます。

※ 所定の基準を満たす場合、「保障額の変更」と「他の保障への移行」を同時に選択することもできます。

▶詳しくは [04 保障の変更\(移行\)について](#) [P.06～12](#) をご確認ください。

用語

- 「保障移行可能年齢」とは
主契約を「介護重点保障コース」「死亡保障コース」へ変更、または「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」へ移行することが可能となる年齢のこと

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	
資産形成と保障のハイブリッド ツミタス	無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕	終身	歳満期払済	60歳払済
				65歳払済
				70歳払済
				75歳払済
			年満期払済	10年払済
				15年払済
				16年払済
				17年払済
				18年払済
				19年払済
				20年払済
				21年払済
				22年払済

■「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。
▶詳しくは [03 保険金のお支払い](#) [P.04～05](#)、[しおり](#)「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶詳しくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、当社の定める日から保障を開始します。
▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報](#) [P.20](#) をご確認ください。

03 保険金のお支払い

▶▶参照 しおり 「ツミタス」について

支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などの保険金額が記載されているページをご確認ください。

保険料払込期間中

主契約・特約名称	保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
主契約 無告知型 特別終身介護保険 〔低解約払戻金〕	介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて 公的介護保険制度 にもと づく要支援または要介護の状態に該当して いると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護 2 以上 の状態 ^(※1) に該当していると認定されたこと	既払込保険料 相当額 ^(※2)	いずれか 1回限り
	死亡保険金	死亡したとき（災害死亡保険金が支払われる場 合を除く）		
	災害死亡保険金	つぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡した とき ②所定の感染症によって死亡したとき	既払込保険料相当額 ×1.1	
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ 保険金	支払対象外となります (保険料払込期間中は、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません)		

保険料払込期間満了後

主契約・特約名称	保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
主契約 無告知型 特別終身介護保険 〔低解約払戻金〕	介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて「公的介護保険制度」にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態 ^(＊1) に該当していると認定されたこと	基本保険金額	いずれか1回限り
	死亡保険金	死亡したとき		
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^{🗨️用語} を基準として計算した金額	1回限り

(＊1)「公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態」とは、要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
(＊2)詳しくは「ご契約のしおり・約款」の約款（別表88）をご確認ください。

公的介護保険制度とは
介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

🗨️用語

- 「指定保険金額」とは
 - ・無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕の基本保険金額（「死亡保障コース（死亡保障型）」の場合は死亡保険金額）のうち、被保険者が指定する保険金額
 - ・支払額は、「指定保険金額」から「保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・未払込保険料」を差し引いた金額

保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕

- ・介護保険金、死亡保険金、災害死亡保険金は**重複してお支払いしません**（死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いする前に介護保険金の請求があり、介護保険金支払われる場合は、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いしません。また、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いした場合は、その支払いの後に介護保険金の請求があっても、介護保険金はお支払いしません）。
- ・介護保険金、死亡保険金、災害死亡保険金のいずれかが支払われた場合、主契約は消滅します（介護保険金をお支払いした場合、主契約は介護保険金の支払事由に該当したときにさかのぼって消滅します）。
- ・**40歳未満の場合**、公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護認定を受けることができないため、**介護保険金のお支払いはありません**。
- ・公的介護保険制度の「要支援1・2」「要介護1」と認定されたときは、**介護保険金をお支払いしません**。ただし、責任開始期（日）以後に、生まれて初めて「要支援1・2」「要介護1」と認定された後に身体の状態に変化があり、「要介護2」以上の認定がされた場合は、介護保険金をお支払いします。
- ・保険料払込期間満了後は、**災害死亡保険金の保障はありません**（死亡保険金をお支払いします）。

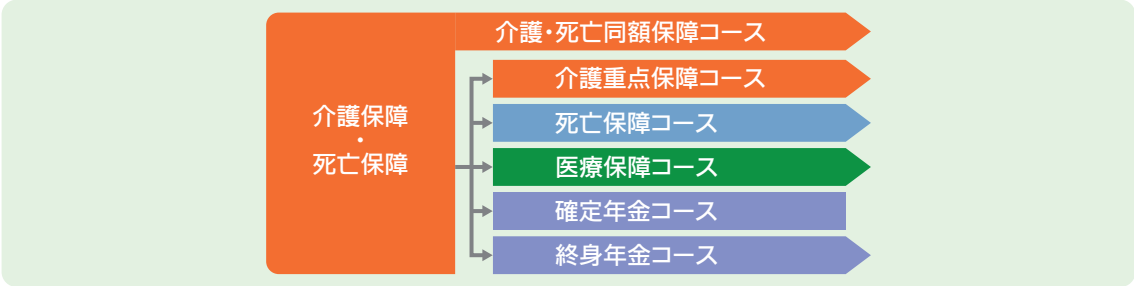
リビング・ニーズ特約

- ・保険料払込期間満了後の主契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者の生存中に受け取ることができます。**保険料払込期間中は、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません**。
- ・主契約の死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、主契約はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- ・主契約の死亡保険金の一部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、保険金額はリビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、保険金額の減額部分についての解約払戻金はお支払いしません。
- ・「介護重点保障コース」へ変更した場合は、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

04 保障の変更(移行)について

▶▶参照 **しおり** 「ツミタス」について

- 「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」は将来、「介護保障・死亡保障」を「介護重点保障コース」「死亡保障コース」「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」のいずれかに変更(移行)できます。「介護保障・死亡保障」をそのまま継続することも可能です(介護・死亡同額保障コース)。
- 各コースへの変更(移行)は、各コースの保障選択時期に特則や特約を締結することで、保障が開始(保障移行)します。コースによって保障を選択する時期や保障の開始時期が異なるため、詳しくは「ご契約のしおり・約款」および保障移行可能年齢以降の保障をお選びいただく際に当社からお送りする保障の変更(移行)の案内書類を必ずご確認ください。保障を変更する場合は、被保険者の同意のうえ、契約者からお申し出ください。



変更(移行)時期

- 保障を変更する年齢(保障移行可能年齢)は、契約時に「60歳」「65歳」「70歳」「75歳」からお選びいただけます。ただし、契約年齢や保険料払込期間によって保障移行可能年齢の選択できる範囲は異なります。
- 各コースの保障選択時期や特則・特約締結日、保障開始日(保障移行日)はつぎのとおりです。各コースへの変更(移行)は、保障選択時期にご案内する書類に記載の期限内にお申し出ください。

	保障移行可能年齢	保障選択時期	特則・特約締結日	保障開始日(保障移行日)
介護重点保障コース	60歳	58歳	58歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
死亡保障コース	65歳	63歳	63歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
医療保障コース	70歳	68歳	68歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日
	75歳	73歳	73歳の年単位の契約応当日	75歳の年単位の契約応当日
確定年金コース	60歳・65歳・70歳・75歳	保障移行可能年齢以降、何歳でも移行可能	1回限りれ選択	コース選択後の年単位の契約応当日
終身年金コース	60歳・65歳・70歳・75歳	保障移行可能年齢から満75歳まで移行可能		コース選択後の年単位の契約応当日

「介護重点保障コース」「死亡保障コース」への変更について

「介護重点保障コース」

- 「介護重点保障コース」は「介護・死亡同額保障コース」と比べて、「介護保障」を手厚くしています(ただし、死亡保険金は解約払戻金と同額です)。
- 「介護重点保障型への変更に関する特則」を締結することによって、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日に、主契約の保障を「介護重点保障コース(介護重点保障型)」へ変更することができます。「介護重点保障コース」への変更については、事前にご案内します。

「死亡保障コース」

- 「死亡保障コース」は「介護・死亡同額保障コース」と比べて、「死亡保障」を手厚くしています(ただし、「介護保障」はありません)。
- 「死亡保障型への変更に関する特則」を締結することによって、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日に、主契約の保障を「死亡保障コース(死亡保障型)」へ変更することができます。「死亡保障コース」への変更については、事前にご案内します。

- ・主契約の一部のみを「介護重点保障コース」もしくは「死亡保障コース」に変更することはできません。
- ・「介護重点保障コース」と「死亡保障コース」の両方に変更することはできません。
- ・所定の基準を満たす場合、「介護重点保障コース」もしくは「死亡保障コース」とあわせて、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」を選択することができます。
- ・変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。

▶▶詳しくは **しおり** 「介護重点保障型」「死亡保障型」への変更について をご確認ください。

「介護重点保障コース」「死亡保障コース」への変更ができない場合

- 「介護重点保障型への変更に関する特則」または「死亡保障型への変更に関する特則」の締結日における主契約の基本保険金額が当社の定める金額を下回るとき。
- 型の変更日の前日までに「リビング・ニーズ特約」のリビング・ニーズ保険金が請求されているとき。
- 型の変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、型の変更日の前日に申請中のとき(「介護重点保障コース」の場合のみ)。

▶▶詳しくは **しおり** 「介護重点保障型」「死亡保障型」への変更について をご確認ください。

「介護重点保障コース」「死亡保障コース」への変更の取消について

- 「介護重点保障型への変更に関する特則」または「死亡保障型への変更に関する特則」の締結後であっても、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日の前日(型の変更日の前日)までにお申し出いただくことにより、「介護重点保障コース」「死亡保障コース」への変更を取り消すことができます。

「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」への移行について

「医療保障コース」

「医療保障移行特約」を付加することによって、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日に、主契約の保障の一部を「医療保障」へ移行することができます。「医療保障コース」への移行については、事前にご案内します。

「確定年金コース」「終身年金コース」

「年金移行特約」を付加することによって、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日のほか、保障移行可能年齢に達した後に到来する年単位の契約応当日に、主契約の保障のすべてまたは一部を、「確定年金」または「終身年金」へ移行することができます。ただし、「確定年金コース」「終身年金コース」への移行は、どちらか1回までとなります。「確定年金コース」「終身年金コース」への移行については、事前にご案内します。

- ・主契約の「介護保障・死亡保障」を「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」へ移行した場合は、移行した部分についての介護保険金・死亡保険金のお支払いはありません。
- ・所定の基準を満たす場合、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」とあわせて「介護重点保障コース」もしくは「死亡保障コース」を選択することができます。
- ・移行後の保険契約には、特約締結日現在の約款を適用します。
- ・移行後の保障内容・金額などは、特約締結日時点の特約条項・基礎率などにより計算するため、保険のご契約時点で定まるものではありません。
- ・移行後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。

▶▶詳しくは **しおり** 「医療保障」「年金支払」への移行について をご確認ください。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」への移行ができない場合

- 「医療保障移行特約」「年金移行特約」の締結日における主契約の基本保険金額(「年金移行特約」の場合は基本年金額)が当社の定める金額を下回るとき。
 - 「医療保障」の保障移行日(※1)の前日における保険料の自動振替貸付、または、ご契約者に対する貸付の元利金が当社の定める範囲をこえるとき。
 - 「医療保障」の保障移行日の前日、または、「年金移行特約」の締結日の前日までに「リビング・ニーズ特約」のリビング・ニーズ保険金が請求されているとき。
- (※1)保障移行日は「医療保障移行特約」の締結日から2年を経過した日の翌日(主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日)となります。
- ▶▶詳しくは **しおり**「医療保障」・「年金支払」への移行について をご確認ください。

「医療保障コース」への移行の取消について

- 「医療保障移行特約」の締結後であっても、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日の前日(移行する部分の保障移行日の前日)までにお申し出いただくことにより、「医療保障コース」への移行を取り消すことができます。

保障移行可能年齢以降の各コースの保障

支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などの保険金額が記載されているページをご確認ください。

コース名称	保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護・死亡 同額保障コース	「介護保障・死亡保障」をそのまま継続します。 ▶▶詳しくは 03 保険金のお支払い P.04～05 の「保険料払込期間満了後」をご確認ください。			
介護重点保障コース (介護重点保障型への 変更に関する特則)	介護保険金	型の変更(※2)日以後に、つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態(※3)に該当していると認定されたこと	介護保険金額(※5)	いずれか 1回限り
	死亡保険金	型の変更(※2)日以後に、死亡したとき	解約払戻金額と同額	
死亡保障コース (死亡保障型への変更に 関する特則)	死亡保険金	型の変更(※4)日以後に、死亡したとき	死亡保険金額(※5)	1回限り

- (※2)「介護重点保障型への変更にに関する特則」を締結することによって、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日に、主契約の保障を「介護重点保障型(介護重点保障コース)」へ変更することです。
- (※3)「公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態」とは、要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- (※4)「死亡保障型への変更にに関する特則」を締結することによって、主契約の保障移行可能年齢に達する年単位の契約応当日に、主契約の保障を「死亡保障型(死亡保障コース)」へ変更することです。
- (※5)型の変更時の基本保険金額にもとづき、当社の定める方法で計算した金額とします。

コース名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
医療保障コース(※6) (販売名称:医療保障 移行特約) (正式名称:医療保障 移行特約〔2009〕)	疾病入院給付金	病気によって入院をしたとき	1日につき 入院給付金日額	●1回の入院 用語 について60日 ●通算1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガによって 入院をしたとき	1日につき 入院給付金日額	●1回の入院 用語 について60日 ●通算1,095日
	手術給付金(※7)	①入院中に手術を受けたとき(③を除く)	1回につき 入院給付金日額×10	●支払回数無制限 ●一連の手術 用語 については14日間に1回
		②外来による手術を受けたとき(③を除く)	1回につき 入院給付金日額×5	
		③所定の重大手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×40	
	放射線治療 給付金	新生物の治療を目的として、 所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	●支払回数無制限 ●複数回受けた場合は、 施術の開始日から 60日に1回
	先進医療一時金	病気・ケガによって 先進医療 を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	1年間に5回
	健康祝金(※8)	つぎのすべてに該当したとき ●5年ごとの期間が満了したときに生存しているとき ●5年ごとの期間中に継続10日以上 の入院に対する疾病入院給付金・災害 入院給付金の支払いがなかったとき	1回につき 入院給付金日額×20	2回
確定年金コース (販売名称:年金移行特約) (正式名称:年金移行特約〔2024〕)	確定年金	年金支払期間中(5年間または10年間) の年金支払日に生存しているとき	基本年金額	年金支払期間中 (5年間または10年間)、 毎年1回
終身年金コース (販売名称:年金移行特約) (正式名称:年金移行特約〔2024〕)	保証期間付 終身年金	年金支払日に生存しているとき (10年の保証期間があります)	基本年金額	毎年1回

- (※6)被保険者が死亡した場合、契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。
- (※7)2種類以上の手術を同時に受けた場合には、手術給付金の金額の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
- (※8)健康祝金について
保障移行可能年齢ごとの「5年ごとの期間」や「支払時期」は下記のとおりです。

保障移行可能年齢	5年ごとの期間	支払時期
60歳	60～65歳、65～70歳	65歳時、70歳時
65歳	65～70歳、70～75歳	70歳時、75歳時
70歳	70～75歳、75～80歳	75歳時、80歳時
75歳	75～80歳、80～85歳	80歳時、85歳時

先進医療 とは
公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。
先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。
※公的医療保険制度の給付について
「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

用語 [次ページへ続く▶](#)

- 「1回の入院」とは
つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度(60日)を適用
・疾病入院給付金
同一または医学上関連性の高い原因により2回以上入院した場合で、**退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再度入院**した場合
・災害入院給付金
同一の原因により2回以上入院した場合で、**事故の日からその日を含めて180日以内に再度入院**した場合
- 「一連の手術」とは
つぎの①②の**両方に該当する手術**のこと
① 同一の手術を複数回受けた場合
② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
例：下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など(2024年5月時点)

保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

介護・死亡同額保障コース

- 介護保険金、死亡保険金は**重複してお支払いしません**(死亡保険金をお支払いする前に介護保険金の請求があり、介護保険金が支払われる場合は、死亡保険金をお支払いしません。また、死亡保険金をお支払いした場合は、その支払いの後に介護保険金の請求があっても、介護保険金はお支払いしません)。
- 介護保険金、死亡保険金のいずれかが支払われた場合、主契約は消滅します(介護保険金をお支払いした場合、主契約は介護保険金の支払事由に該当したときにさかのぼって消滅します)。
- 公的介護保険制度の「要支援1・2」「要介護1」と認定されたときは、**介護保険金をお支払いしません**。ただし、責任開始期(日)以後に、生まれて初めて「要支援1・2」「要介護1」と認定された後に身体の状態に変化があり、「要介護2」以上の認定がされた場合は、介護保険金をお支払いします。

介護重点保障コース

- 介護保険金、死亡保険金は**重複してお支払いしません**(死亡保険金をお支払いする前に介護保険金の請求があり、介護保険金が支払われる場合は、死亡保険金をお支払いしません)。
- 死亡保険金が支払われた場合で、その支払いの後に介護保険金の請求があり、介護保険金が支払われる場合は、介護保険金額から死亡保険金の支払額を差し引いた金額を介護保険金受取人にお支払いします。この場合、被保険者が死亡したときに、介護保険金の支払事由に該当したものとみなします。
- 公的介護保険制度の「要支援1・2」「要介護1」と認定されたときは、**介護保険金をお支払いしません**。ただし、責任開始期(日)以後に、生まれて初めて「要支援1・2」「要介護1」と認定された後に身体の状態に変化があり、「要介護2」以上の認定がされた場合は、介護保険金をお支払いします。

医療保障コース

■ 疾病入院給付金・災害入院給付金

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません**。

● 「入院」について

○ 支払対象	白内障や緑内障の手術のための入院
× 支払対象外	健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院

■ 手術給付金

● 「入院中の手術」や「外来による手術」について

○ 支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
× 支払対象外	・「重大手術」に該当する手術 ・先進医療に該当する場合 ・傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ・抜歯 ・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) ・魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

● 「重大手術」について

○ 支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの「 重大手術 」 ・がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ・脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ・心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ・心臓・肺・肝臓・すい臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)
× 支払対象外	・腹腔鏡下手術・胸腔鏡下手術・穿頭術 ・先進医療に該当する場合

■ 放射線治療給付金

● 「所定の放射線治療」について

○ 支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
× 支払対象外	・血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・先進医療に該当する場合

■ 先進医療一時金

× 支払対象外	・医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合 ・歯(牙)、歯肉、歯槽骨の疾患(悪性新生物は除く)またはこれらの傷害に関するもの、および歯(牙)欠損を直接の原因とする療養
---------	--

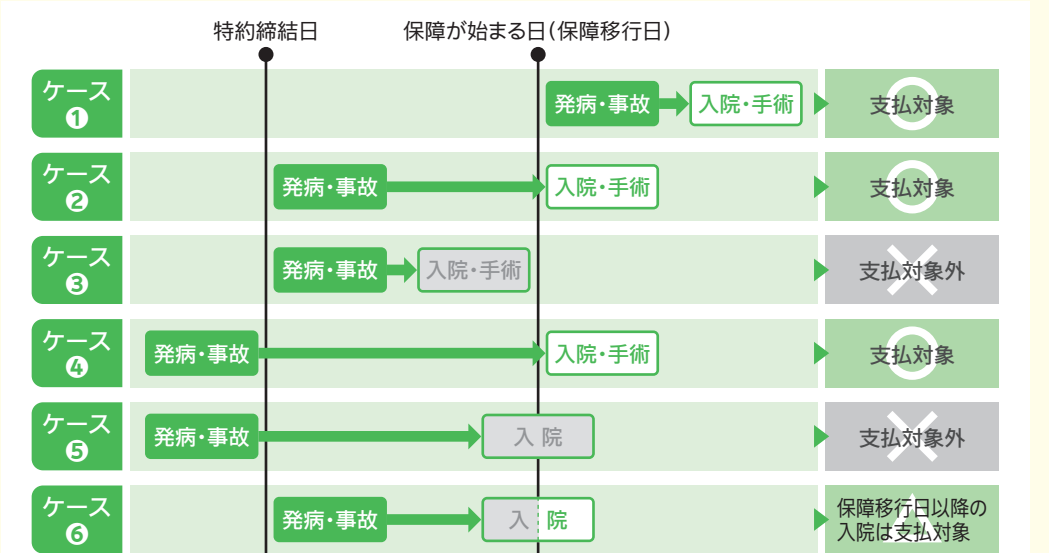
■ 健康祝金

- 受取人は、契約者となります。
- 支払事由が生じたときから、所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。所定の利率について詳しくは、当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますので、ご確認ください。
- 5年ごとの期間が満了する日を含む入院が、満了日をこえて継続10日以上あった場合は、健康祝金の**支払対象外となります**(5年ごとの期間中に継続10日の疾病入院給付金・災害入院給付金の支払いがあったとみなします)。



「医療保障コース」に移行した場合、保障移行日より前に開始した入院・手術など、給付金をお支払いできない場合があります。

「医療保障コース」に移行した場合、つぎのケース③⑤など、保障が始まる日(保障移行日)より前に開始した入院・手術などの場合は給付金をお支払いできません。ただし、つぎのケース⑥の「保障移行日以降の入院」についてはお支払いの対象となります。



※治療以外の目的での入院、入院の必要性がない入院の場合は、給付金はお支払いしません。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

確定年金コース

- 年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。
- 年金の支払期間は5年または10年から選択いただけます。
- 年金受取人は、未払の年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。
- 被保険者が死亡した場合、未払の年金(現価)を一括でお支払いします。

終身年金コース

- 年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。
- 年金の支払期間は終身となり、10年の保証期間があります。
- 1回目の年金支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の未払の年金(現価)をいつでも一括で請求できます。
- 被保険者が死亡した場合、保証期間中の未払の年金(現価)を一括でお支払いします。
- 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金の受取総額が累計払込保険料を下回ることがあります。

05 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。
▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) **解約と解約払戻金について** をご確認ください。

契約者配当金	「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」には、 契約者配当金はありません。	
解約払戻金	保障移行可能年齢まで	
	●主契約 - 契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数などによって、当社所定の解約払戻金をお支払いします。なお、保険料払込期間中に解約した場合、当社規定により計算した解約払戻金に70％(既払込保険料に対する割合ではありません)を乗じた金額をお支払いします。 - ご契約後、短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。また、保険料払込期間中の解約払戻金額は、既払込保険料を下回ります。	
	保障移行可能年齢以降	
	介護・死亡同額保障コース	経過年月数により計算した金額をお支払いします。
	介護重点保障コース	経過年月数により計算した金額をお支払いします。
	死亡保障コース	経過年月数により計算した金額をお支払いします。
	医療保障コース	入院給付金日額の30倍の金額と、移行後に残る主契約の経過年月数により計算した金額をお支払いします。
	確定年金コース	解約の取扱いはありません。
	終身年金コース	解約の取扱いはありません。

06 保険料の払込方法

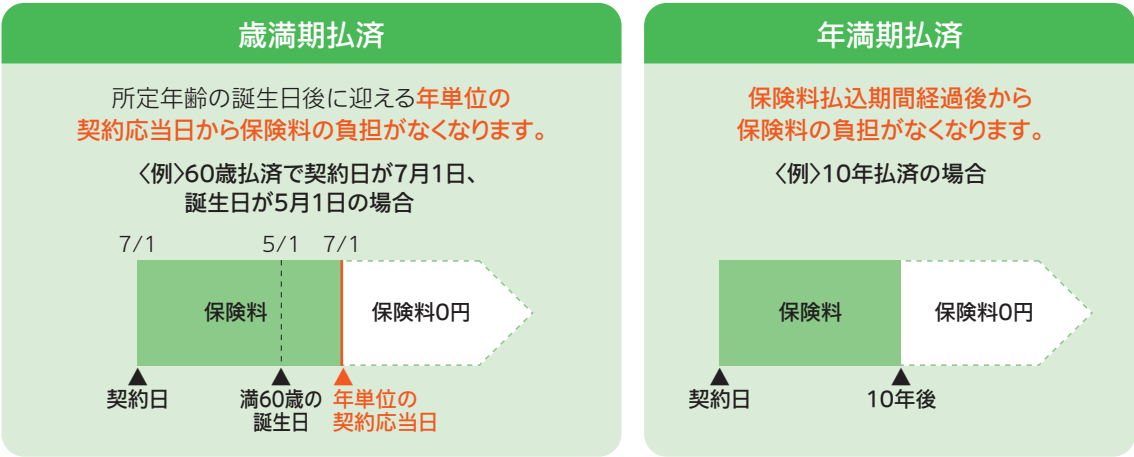
- 保険金建の場合、保険金額を設定することで保険料が定まります。保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
 - 保険料建の場合、保険料を設定することで保険金額が定まります。保険金額は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
 - 具体的な保険料や保険金額については「パンフレット」「保険料表」「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** **P.03** をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。
※ 保険料の **払込経路** **用語** によっては払込方法が限定される場合があります。

保険料の払込み

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の保険料払込期間には、「歳満期払済」「年満期払済」があります。



用語

- 「払込経路」とは
保険料を払い込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体取扱(給与控除または集金代行)」などがある

07 保険料払込経路(契約日など)

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体取扱」など)により異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体によっては取扱いをしていない場合があります。
詳細は、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

- 契約日：申込みが完了した日(*1)の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料または保険金額が決まります)
- (*1) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

団体取扱(月払)

- 契約日：第1回保険料払込日の属する月の1日
(この日の満年齢で保険料または保険金額が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

補足

団体を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

- 1 第1回目の保険料から口座振替の場合
- 契約日(*2)：申込みと第1回保険料振替がともに完了した日
(この日の満年齢で保険料または保険金額が決まります)
- (*2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込みおよびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります
(この日の満年齢で保険料または保険金額が決まります)。

2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

- 契約日：申込みと第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料または保険金額が決まります)

団体取扱(月払)

- 契約日：申込みと第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料または保険金額が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

補足

団体を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます。

08 保険料に関する留意事項

既払込保険料について

保険料払込期間中の解約払戻金額は、既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

累計払込保険料について

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

保険料の前納

- 前納とは、個別取扱の場合で、保険料のお払込方法(回数)にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。まとめてお払込みいただいた保険料は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割り引きます。
- ご契約が前納途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、保険料前納金の残高があれば払戻します。
- 保険料を前納した期間は、保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料の高額割引制度

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。
保険料については「パンフレット」「保険料表」「ご提案書」などをご確認ください。

09 お引受けの条件

- 被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者の保険加入状況**などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳しくは [注意喚起情報 P.25](#) をご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

反社会的勢力に該当する場合

01

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^(※1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、ご契約のお申込みの撤回^{用語}またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日
(第1回保険料を勤務先などの団体を通じてお支払いいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
 - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お支払いいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回等の方法】
上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

●郵便によりお申込みの撤回等をする場合
※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。
〈記入項目〉

①記入日	⑤契約者の住所・電話番号
②撤回等の理由および撤回等をしたい意思	⑥被保険者名
③契約者の自署・フリガナ	⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)
④契約者の生年月日	⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可)

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。
〈郵送先〉
〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

スマホは
こちらから

つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

03

告知義務

健康状態にかかわらず、お申込みいただけます。

- ご契約に際して、被保険者の健康状態・職業を告知いただく必要はありません。
(告知義務違反による保険契約解除の取り扱いはありません)
- 被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申込みいただけません。

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

18

19

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。
当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期：申込みが完了した時(*1)

(*1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

＜例＞

団体取扱

責任開始期(日)：第1回保険料の払込日の属する月の1日

＜例＞

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体取扱 共通

責任開始期：申込みおよび第1回保険料の払込みがともに完了した時(*2)

(*2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「申込みおよびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

＜例＞

補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** [用語](#) している場合
 - 保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、保険金・給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
 - 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
 - 免責事由に該当**した場合
＜例＞保障の開始から3年以内の被保険者の自殺
- 上記以外にも、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
▶詳しくは [契約概要](#) [P.04~12](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

●「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため保険金などは支払われない)

06

保険金・給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

保険金・給付金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 保険金・給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

こちらからアクセス

保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル請求サービス	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
パソコン スマートフォン	
請求書類のお取り寄せ	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
パソコン スマートフォン	
請求書類のダウンロード	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
パソコン	

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877

通話料 無 料

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～17:00

●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は上記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.04～12** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶▶詳しくは **しおり「指定代理請求特約」** について をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

➕ 補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったため、ご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)。

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効** をご確認ください。

自動振替貸付

- 猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付が可能なおときには、**あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を有効に継続させます。**この場合、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
 - 自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。
- ▶▶詳しくは **しおり 保険料のお払込が困難な場合** をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、**失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。**ただし、解約払戻金を請求した場合や、被保険者が今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合は、ご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の振込日」もしくは「復活承認請求書の記入日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

08

解約と解約払戻金

▶▶参照 しおり ご契約後について

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

- お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されると、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - 解約払戻金は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
- ▶▶詳しくは しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
 - 詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
 - 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**

10

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 しおり その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。**
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、**契約時の保険金額・給付金額などが削減される場合があります。**
- ▶▶詳しくは しおり 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

11

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料
無 料 **0120-5555-95** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

- 1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認ください補足的情報**をまとめています。
- 2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」のリスクについて

本商品には、保険料払込期間中に解約した場合、「元本割れ」(解約払戻金額が既払込保険料を下回る)リスクがあります。

■ 代表的な金融商品とのリスクの比較

金融商品のリスク	代表的な金融商品(株式・債券・投資信託)	資産形成と保障のハイブリッド ツミタス
元本割れリスク	下記各リスクの影響を受け、元本割れをするリスクがある	保険料払込期間中に解約した場合は、解約払戻金額が既払込保険料を下回るというリスクが生じる
流動性リスク	金融商品を売りたいときに売ることができなったり、希望する価格で売れなかったりする可能性がある	
信用リスク (デフォルトリスク)	国や企業の財政難や経営不振などによって、元本や利息が返済されない可能性がある	
株価(価格)変動リスク	株式の価格が上下することによって、投資した商品の価値が変動する可能性がある	会社が破綻した場合のリスクはあるものの、「生命保険契約者保護機構」によって契約が保護される ※ご契約の際にお約束した保険金額などが削減されることがあります。 ※生命保険契約者保護機構について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
為替変動リスク	外貨建て商品の場合、為替相場の動きによって円換算による価値が変動する可能性がある	
金利変動リスク	金利の変動によって商品の価格が変動し、金利が上昇した場合は価格が下落する可能性がある	
		リスクはありません



本商品についてご確認くださいことを
わかりやすく動画で解説しています。
スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス▶



